

6. 地域密着型サービス事業者等の公募について

(1) 小規模多機能型居宅介護事業所

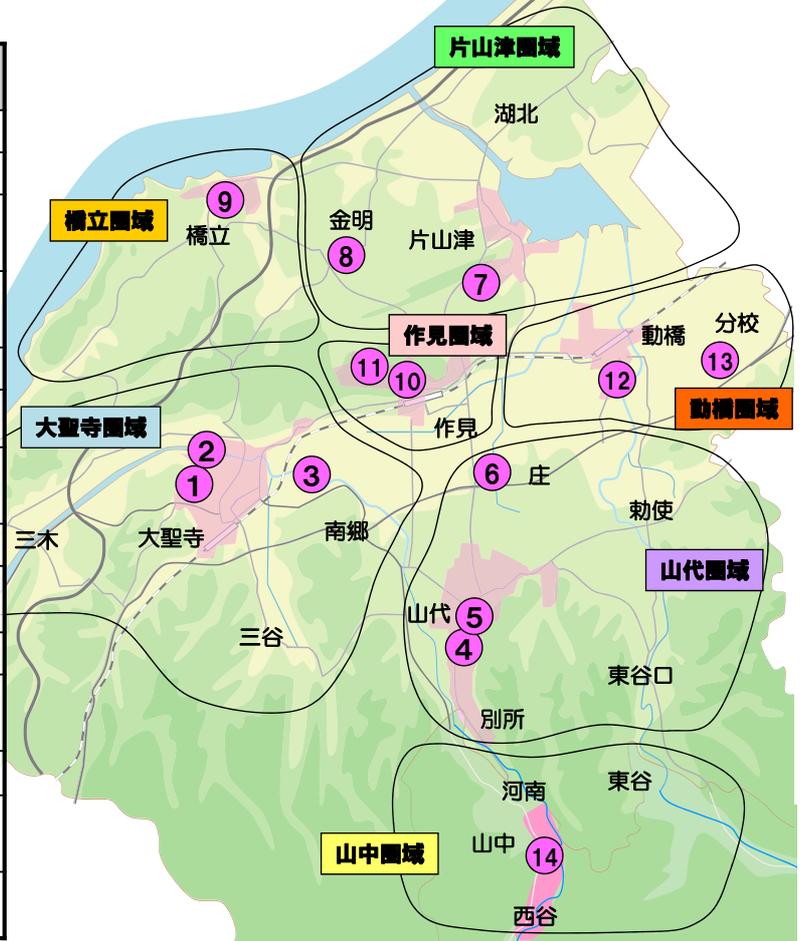
(2) 介護予防拠点



加賀市健康福祉部長寿課

令和元年 6 月 20 日

圏域	事業所名	指定年月日
大聖寺	① 小規模多機能ホーム きょうまち	H19.10.1
	② 大聖寺 なでしこの家	H24.8.1
	③ 小規模多機能ホーム なんごう えがお	H26.4.1
山代	④ ニーズ対応型小規模多機能ホーム ききょうが丘	H19.5.1
	⑤ 山代すみれの家	H23.7.1
	⑥ 小規模多機能ホーム いらっせ庄	H29.4.1
片山津	⑦ 小規模多機能ホーム いらっせ湖城	H23.4.1
	⑧ 小規模多機能ホーム きんめい	H26.4.1
橋立	⑨ 小規模多機能ホーム はしたて	H22.10.1
作見	⑩ 小規模多機能ハウス さくみ	H21.9.1
	⑪ 小規模多機能ホーム いらっせ松が丘	H24.7.1
動橋	⑫ 動橋ひまわりの家	H20.5.1
	⑬ 小規模多機能ホーム いらっせ分校	H29.4.1
山中	⑭ 富士見通りお茶の間さろん	H25.4.1



第7期の介護サービス事業所等の整備について

住み慣れた地域での生活を継続するため、第6期までの整備方針を継続する。昨今の介護人材不足などの状況への対応として、必要なサービスの維持・普及を進めるために、余剰サービスの新規整備の抑制を行う。

第7期計画における整備目標

		山中圏域 (河南地区)
小規模多機能型居宅介護(サテライト型を含む)・看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	1



第6期での整備を見送った山中圏域(河南地区)の小規模多機能型居宅介護事業所(サテライト型を含む)・看護小規模多機能型居宅介護を第7期に整備する。

小規模多機能型居宅介護事業所の整備目標について

国の示す2025年の小規模多機能型居宅介護事業所の整備目標

人口1万人規模の日常生活圏域(中学校区)に対し**2事業所**(≒人口5,000人に対し定員25名の事業所1つ)

医療・介護制度改革について 社会保障と税の一体改革調査会総会資料より抜粋(H23.11.16)

- ①小規模多機能型居宅介護の利用者の**88.8%**は後期高齢者(加賀市の平成29年4月提供実績より)
 ②2025年の後期高齢化率(全国推計)は**17.8%**
 ⇒後期高齢者人口**890人**(5000人×17.8%)に対して定員25名の事業所1つを想定



日常生活圏域ごとに定員数を算出

	圏域	大聖寺	山代	片山津	橋立	動橋	作見	山中	市全域
	令和1年 (2019年)	事業所数	3	3	2	1	2	2	1
	現在の定員数 ①	79	74	54	18	47	50	24	346
	後期高齢者数	3,202	2,718	1,606	504	887	1,036	1,731	11,684
	必要定員数 ②	90	76	45	14	25	29	49	328
	差引 ①-②	-11	-2	9	4	22	21	-25	18

山中圏域で1事業所分(25人定員と仮定)が不足しているため、**河南地区に小規模多機能型居宅介護事業所(サテライト型を含む)1事業所を募集により整備する。**

小規模多機能型居宅介護事業所整備に係る募集の主な概要①

趣旨

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービス基盤の整備について、高齢者の状態や希望に応じて「通い」「泊まり」、自宅への「訪問」といったサービスを柔軟に組み合わせて提供する事業所の設置を図ることを目的とする。

整備箇所数 山中圏域(河南地区)で1カ所

募集要件

- ① 整備主体は、原則として介護保険事業又は医療・福祉事業の運営の実績・経験のある法人であること。
- ② サテライト型の場合は本体とする事業所と同一又は隣接圏域内であって概ね20分以内の距離にあること。
- ③ 整備事業所には介護予防拠点を併設整備すること。

小規模多機能型居宅介護事業所整備に係る 募集の主な概要②

- 募集期間 令和元年6月21日(金)～令和元年7月31日(水)

- 事業者の選定方法

応募のあった事業者について、書類審査、実地調査及びヒアリングを行い、総合的に評価し、加賀市長が選定します。

- 整備補助金について

選定された事業者には、石川県の補助金事業を活用して、市から補助金を交付する予定。

○補助金額 1か所当り、上限51,516千円の予定

内訳	本体整備費	34,560千円
	施設開設準備経費	7,776千円 ※宿泊定員数×864千円
	介護予防拠点整備費	9,180千円

○対象経費

整備のために必要な工事費、工事請負費及び工事事務費
開設のために必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費等

今後の予定

内容	日程
応募受付開始	6月21日(金)
応募受付締め切り	7月31日(水)
書類審査・実地調査・ヒアリング	8月中
第2回高齢者分科会(整備部会結果報告)	9月上旬～中旬
結果通知発送・補助金交付申請受付	9月下旬
補助金交付決定	9月末
完成	令和2年3月31日までに

発加健審第4号
令和元年5月24日

加賀市健康福祉審議会
高齢者分科会 会長 様

加賀市健康福祉審議会
会長 上出正司



諮問事項の審議について（付議）

令和元年5月24日付けで市長から諮問のあった下記事項について加賀市健康福祉審議会規則第2条に基づき貴分科会へ付議しますので、審議をお願いします。

記

1 付議事項

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業所の整備に関する事

2 付議事項の審議方法

- (1) 前項第1号の諮問事項は、貴分科会における決議を健康福祉審議会の決議とする。

(2) 介護予防拠点

介護予防拠点整備に係る募集の主な概要①

- 趣旨

高齢者と子供や障がい者との世代間交流や共生を目指した事業、スポーツ活動や介護予防等を通じて地域交流を図る事業、高齢者の見守り等の支援などのため、地域の拠点整備を図り、地域包括ケアを推進する。

- 整備箇所数 加賀市内全域で1カ所

- 募集要件

- ① 整備主体は、原則として介護保険事業又は医療・福祉事業の運営の実績・経験のある法人であること。
- ② 整備対象施設は、既存の介護サービス事業所の敷地内もしくは近隣で新築、増改築するものとし、地域の高齢者が集まりやすい場所であること。ただし、既に介護予防拠点が併設されている事業所は対象外とする。

介護予防拠点整備に係る募集の主な概要②

- 募集期間 令和元年6月21日(金)～令和元年7月31日(水)

- 事業者の選定方法

応募のあった事業者について、書類審査を行い、総合的に評価し、加賀市長が選定します。

- 整備補助金について

選定された事業者には、石川県の補助金事業を活用して、市から補助金を交付する予定。

○補助金額 1カ所当り、上限850万円の予定

○対象経費

整備のために必要な工事費、工事請負費及び工事事務費

今後の予定

内 容	日 程
応募受付開始	6月21日(金)
応募受付締め切り	7月31日(水)
書類審査	8月中旬
第2回高齢者分科会(審査状況報告)	9月初旬～中旬
結果通知発送・補助金交付申請受付	9月下旬
補助金交付決定	9月末
完成	令和2年3月31日までに

※第2回高齢者分科会において、応募状況・審査結果の報告を行う予定です。